

○立川市議会請願・陳情取扱要綱

平成27年9月14日議会要綱第1号

改正

平成29年5月30日議会要綱第1号

平成29年7月13日議会要綱第2号

令和6年3月22日議会要綱第1号

立川市議会請願・陳情取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立川市議会に提出される請願及び陳情に関し、立川市議会会議規則（昭和51年立川市議会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員会付託)

第2条 定例会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第1項に規定する定例会をいう。以下同じ。）の招集の告示日の前々日（立川市休日条例（平成元年立川市条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日にあたる時は、その日前の直近の開庁日）の午後5時までに受理した請願は、当該定例会において委員会に付託し、その後受理した請願は、次の定例会において委員会に付託する。

(訂正)

第3条 請願者が請願の一部を訂正しようとするときは、紹介議員の了解を得て、請願の一部訂正申請書（第1号様式）により議長に申請するものとする。ただし、紹介議員の追加、署名の追加、誤字及び脱字の修正等の軽微なものを除く。

2 議長は、前項の規定による申請があったときは、願意の変更を伴わないものについては、これを許可するものとする。ただし、紹介議員の追加については当該請願の付託を決定する本会議の前まで、署名の追加については当該請願が付託された委員会が開かれる日の前日（立川市休日条例第1条第1項に規定する市の休日にあたる時は、その日前の直近の開庁日）の午後5時までに申出があったときに限り、これを許可する。

(撤回)

第4条 請願者が請願を撤回しようとするときは、紹介議員の了解を得て、請願の取下申請書（第2号様式）により議長に申請するものとする。

(請願の審査)

第5条 委員会は、請願を審査するにあたり、関係する職員の説明を求めることができる。

2 審査は、文書表により行う。ただし、委員会が必要があると認めたときは、請願書原本により審査することができる。

3 前項ただし書に規定する請願書原本に立川市情報公開条例（平成12年立川市条例第49号）第7条に規定する非公開情報その他議長が不相当と認める情報が記載されているときは、委員会は、秘密保持のための必要な措置を講じなければならない。

(結果の送付)

第6条 請願の議決結果は、請願者に通知する。

(陳情の取扱い)

第7条 陳情書の記載事項については、規則第134条第1項の規定を準用する。

2 立川市議会に提出された陳情（郵送又はオンライン（立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和6年立川市条例第13号）第3条の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）により提出されたものを除く。この項において同じ。）のうち、規則第141条の規定による処理をするものは、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第3条第1項中「紹介議員の了解を得て、請願の一部訂正申請書（第1号様式）」とあるのは「陳情の一部訂正申請書（第3号様式）」と、「紹介議員の追加、署名の追加」とあるのは「署名の追加」と、第4条中「紹介議員の了解を得て、請願の取下申請書（第2号様式）」とあるのは「陳情の取下申請書（第4号様式）」と読み替えるものとする。

3 郵送又はオンラインにより立川市議会に提出された陳情のうち、規則第141条の規定による処理をするものは、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条中「定例会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第1項に規定する定例会をいう。以下同じ。）の招集の告示日の前々日（立川市休日条例（平成元年立川市条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日にあたる時は、その日前の直近の開庁日）」とあるのは「定例会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第1項に規定する定例会をいう。以下同じ。）の本会議の初日前10日（日数計算については、立川市休日条例（平成元年立川市条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日を除くものとし、当該日が市の休日にあたる時はその日前の直近の開庁日）」と、第3条第1項中「紹介議員の了解を得て、請願の一部訂正申請書（第1号様式）」とあるのは「陳情の

一部訂正申請書（第3号様式）」と、「紹介議員の追加、署名の追加」とあるのは「署名の追加」と、第4条中「紹介議員の了解を得て、請願の取下申請書（第2号様式）」とあるのは「陳情の取下申請書（第4号様式）」読み替えるものとする。

4 立川市議会に提出された陳情のうち、議長が議会運営委員会に諮ったうえで次の各号のいずれかに該当すると認めたものは、規則第141条の規定による処理を行わないものとし、文書表の作成及び委員会への付託を省略し、関係議員に写し（その要約を含む。）を配布するものとする。

- (1) 違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 個人の秘密を暴露するもの
- (3) 係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- (4) 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
- (5) 立川市の事務に関係しない事項を願意とするもの
- (6) 採択、不採択等の議決のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの
- (7) はがき、メモ用紙等で提出されたもので、趣旨、理由等が明確に記載されていないもの
- (8) 特定の個人、団体等をひぼうし、中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの
- (9) 郵送又はオンラインによる提出等、陳情者又は代理の者が直接持参しなかったもので、市議会の招集の告示日の前々日までに陳情者、内容等の確認ができないもの
- (10) 郵送又はオンラインによる提出等、陳情者又は代理の者が直接持参しなかったもので、付託される委員会の当日、陳情者又は代理の者が趣旨説明に来られないもの
- (11) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- (12) 記載事項に不備があるもの
- (13) 件名に個人名があるもの（公人を除く。）
- (14) 私人間の争いに関するもので、互いが自主的に解決すべきもの
- (15) 特定の個人又は法人その他の団体への利益供与又は不利益を求めるもの
- (16) 営利を目的としているもの
- (17) 前各号のほか、委員会への付託になじまないと認められるもの

5 郵送又はオンラインによる提出等、陳情者又は代理の者が直接持参しなかった陳情で、

付託された委員会の当日に趣旨説明ができないものは、委員長が委員会に諮り、付託された陳情の審査を行わないことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、請願及び陳情の提出の手續並びに取扱いに関し必要な事項は、議会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月14日から施行する。

……略……

附 則

この要綱は、令和8年7月14日から施行する。